

使用者生前指名による名義変更の手続きに必要な書類について（案内）

市営霊園・霊堂の名義変更（承継）については、通常使用者の方がお亡くなりになった場合に行いますが、使用者が生前に次の祭祀の承継者を指名することによる名義変更も行えますのでご検討ください。

（１）手続きに必要な書類

（原本は收受日から6ヶ月以内のものが有効となります。）

- ① 使用承継承認申請書（押印は不要です。）
- ② 使用承継承認申請に関する誓約書（承継者の実印での押印が必要です。）
- ③ 墓地承継者指定書（現使用者の実印での押印が必要です。）
- ④ 印鑑登録証明書（原本）（現使用者及び承継者の両方）
- ⑤ 承継者の世帯全員が記載されている住民票（原本）
 - 本籍・筆頭者・続柄記載があり、マイナンバーの記載のないもの
 - 承継者が船橋市民の場合、申請書欄外の住民基本台帳の閲覧承諾欄に署名・記名いただければ住民票は必要ありません。署名・記名がない場合、住民票の提出が必要です。）
- ⑥ 戸籍謄本（原本）
 - 配偶者が承継する場合に必要な戸籍
・ 夫婦関係（婚姻）の記載がある戸籍。
 - 配偶者以外の者が承継する場合に必要な戸籍
・ 現使用者と承継者とのつながりが確認できる戸籍（裏面参照）（※）
（つながりが確認できない場合は受理できません。）
・ 除籍等で同一戸籍上での確認ができない場合には、それぞれの戸籍が必要です。
- ⑦ 使用許可証（原本）
使用許可証を紛失された場合には、使用許可証再交付申請書
- ⑧ 手数料 300円（使用許可証があり名義変更のみ）
使用許可証を紛失された場合には、+300円（再交付申請分）
- ⑨ 戸籍謄本等の原本を還付希望の場合、1枚につき10円のコピー代金
（原本確認が必要なため、あらかじめコピーしたものは收受できません。）
- ⑩ ○ 本人確認書類（原本）（郵送申請の場合、コピーで結構です。）
○ 承継者以外が申請する場合は、承継者ご本人が記載した委任状と受任者の本人確認書類（原本）
顔写真のついていない本人確認書類については、2種類提示してください。
（例：資格確認書、介護保険被保険者証、国民年金手帳等の官公署が発行した書類）
その他の書類については、下記までお問い合わせ下さい。
- ⑪ 船橋市口座振替依頼書（名義変更時に市にご提出または金融機関にご提出ください。
対象の金融機関の口座をお持ちでない場合は不要です。）

（２）注意点

- ① 提出書類が不足する場合は、申請書一式を受理することはできません。不足書類が揃った時点で全ての書類を受理いたします。
- ② 申請受付窓口は市役所本庁舎4階 環境保全課霊園管理係窓口のみです。船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）・各出張所・各連絡所では受付できません。

（３）手続きを郵送で行う場合

- ① 上記（１）①～⑩の必要書類、
- ② 140円分の切手、
- ③ 手数料分の定額小為替（郵便局にて購入して下さい。）

以上を同封し郵送願います（定額小為替は発行日から6ヶ月以内で無記名のもの）。

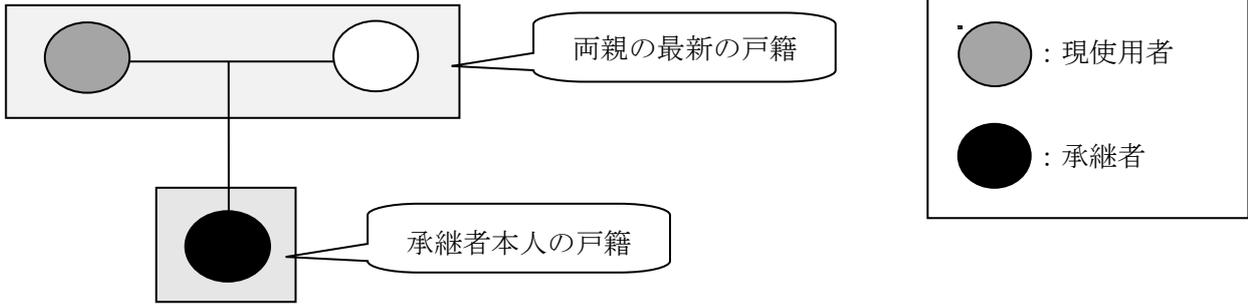
戸籍謄本等の原本を還付希望の場合、

手数料とコピー代金を現金書留にてご郵送ください。

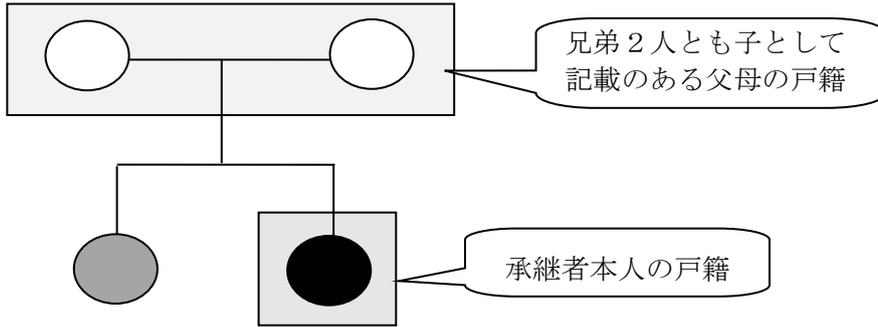
送付先及び問い合わせ
〒273-8501
船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市役所 環境保全課 霊園管理係
TEL 047-436-2402

提出する戸籍謄本

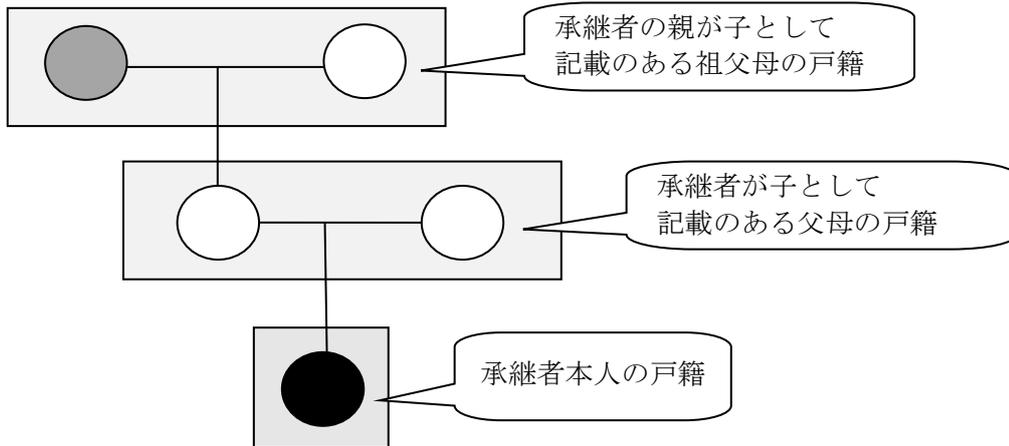
・子に承継する場合



・兄弟に承継する場合



・孫に承継する場合



・甥姪に承継する場合

